

**第1条 BizSTATION 全銀総合振込 XML サービス**

1. BizSTATION 全銀総合振込 XML サービス(以下「全銀総振 XML サービス」といいます)とは、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービスの円預金サービス「総合／給与振込」をお申し込みのお客さまが、第2条で定める機能を追加で利用できるサービスのことをいいます。
2. 全銀総振 XML サービスの利用にあたっては、本 BizSTATION 全銀総合振込 XML サービス利用規定(以下「全銀総振 XML 規定」といいます)、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定(以下「全銀 ANSER 接続規定」といいます)および BizSTATION 利用規定を適用するものとします(全銀 ANSER 接続規定および BizSTATION 利用規定に規定された「本サービス」に全銀総振 XML サービスが含まれるものとします)。なお、全銀総振 XML 規定と全銀 ANSER 接続規定または BizSTATION 利用規定とが抵触する場合には、全銀総振 XML 規定が優先されるものとします。
3. 全銀総振 XML サービスをお申し込みのお客さまが追加で利用できるサービス、機能および関連する諸規定は、全銀 ANSER 接続規定の円預金サービス「総合／給与振込」の総合振込取引に準じます。

**第2条 全銀総振 XML サービスの内容**

1. 全銀総振 XML サービスには以下の機能があります。
  - (1) お客様が全銀 ANSER 接続規定第9条第2項で定める総合振込取引を当行所定の XML 形式のファイルを利用し依頼できる機能。なお、全銀 ANSER 接続規定に定める全銀 VALUX サービスを選択されたお客様は VALUX センターを介して全銀 EDI システムに接続して XML 形式のファイル送付を行う「全銀 VALUX・総合振込 XML サービス」を、全銀 ANSER 接続規定に定める全銀 ADP サービスを選択されたお客様は直接全銀 EDI システムに接続して XML 形式のファイル送付を行う「全銀 ADP・総合振込 ZEDI 接続サービス」の利用が可能です。
  - (2) 前号の XML 形式のファイルにお客さまが入力された金融 EDI 情報、受取人法人番号(法人マイナンバー)、振込依頼人法人番号(法人マイナンバー)および取引明細識別番号(振込依頼人発行)等(以下まとめて「金融 EDI 情報等」といいます)を、当行から振込先の金融機関あてに振込通知とともに発信する機能。なお、受取人法人番号(法人マイナンバー)、振込依頼人法人番号(法人マイナンバー)および取引明細識別番号(振込依頼人発行)等は、金融 EDI 情報が入力されている場合のみ、当行から振込先の金融機関あてに金融 EDI 情報とともに発信されます。
2. お客様がご利用、お申し込み中の他のサービスにより、全銀総振 XML サービスの一部または全部の機能をご利用いただけない場合があります。

**第3条 利用手数料**

全銀総振 XML サービスの利用にあたっては、全銀 ANSER 接続規定に定める利用手数料とは別に、全銀総振 XML サービス利用手数料および消費税・地方消費税相当額(お客様が非居住者であるか、また全銀総振 XML サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます)をいただきます(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです)。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は全銀総振 XML サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座から当行所定の日に自動的に引き落とします。全銀総振 XML サービス利用手数料および消費税が引き落とせなかつた場合、当行は引き落とせなかつた額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引き落とせるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引き落とすものとします。

**第4条 利用申込・サービスの取止め**

1. 全銀総振 XML サービスは、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービスの円預金サービス「総合／給与振込」をご利用またはお申し込みのお客さまのみ申し込みます。全銀 ANSER 接続規定に定める全銀 VALUX サービスまたは全銀 ADP サービスのいずれのサービスをご選択された場合であっても、円預金サービス「総合／給与振込」のご利用またはお申し込みがある限り、全銀総振 XML サービスをお申し込みいただくことができます。なお、お客様がご利用、お申し込み中の他のサービスにより、全銀総振 XML サービスを申し込みない場合があります。
2. 全銀総振 XML サービスの利用を申し込みされる方は、全銀総振 XML 規定、全銀 ANSER 接続規定、BizSTATION 利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申し込みるものとします。
3. お客様は、当行所定の方法により全銀総振 XML サービスを取り止めることができます。ただし、全銀総振 XML サービスの取り止め時までに、振込指定日として先日付の指定された承認済の取引依頼がある場合等、全銀総振 XML サービスで依頼した総合振込取引が完了していない場合には、お客様が取引依頼の取消を行わない限り、当該総合振込取引が実行されます。
4. 全銀総振 XML サービスを取りめた場合には、当行所定の方法により BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービスの円預金サービス「総合／給与振込」の利用登録がなされている場合に限り、かかるサービスを引き続きご利用になれるものとします。その他の全銀総振 XML サービスのみをご利用されている場合等にあたっては、お客様は、全銀総振 XML サービスを取り止めるときに、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービスも取り止めるものとします。
5. BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービスの円預金サービス「総合／給与振込」を取り止める場合には、全銀総振 XML サービスも取り止めるものとします。

**第5条 証明書の取得**

1. 「全銀 ADP・総合振込 ZEDI 接続サービス」の利用は、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク(以下「全銀ネット」といいます)の証明書発行手続が完了していることを前提とし、あらかじめ全銀ネットから発行される企業識別番号をお客さまが当行に届け出るものとします。
2. お客様は、自らの責任において、全銀ネットの証明書の維持・管理を行い、全銀 EDI システムを利用するものとします。

**第6条 機能の優先**

1. お客様が全銀総振 XML サービスを利用して総合振込取引を依頼した際に当行または金融機関の共有システムの端末機、通信回線またはコンピュータ等に障害・処理遅延等が発生し、金融 EDI 情報等の発信ができない場合でも、当行は総合振込取引の手続を行います。
2. 前項により、万一お客様に損害が発生した場合でも、当行は責任を負いません。また、金融 EDI 情報等のみを後から発信することはできません。

**第7条 免責事項等**

1. お客様が全銀総振 XML サービスを利用して総合振込取引を依頼した場合であっても、被仕向銀行が全銀 EDI システムに接続していない等の被仕向銀行の事情により、発信した金融 EDI 情報等を受取人において受領できないことがあります。
2. 前項により、万一お客様に損害が発生した場合でも、当行は責任を負いません。また、金融 EDI 情報等のみを後から発信することはできません。

**第8条 関係規定の適用・準用**

全銀総振 XML 規定、全銀 ANSER 接続規定および BizSTATION 利用規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

**第9条 サービス内容または規定の変更**

当行は全銀総振 XML サービスまたは全銀総振 XML 規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客様に損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

以上